

## 都市・環境委員会委員長報告

都市・環境委員会における審査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、甲第2号議案令和3年度岡山市一般会計予算について、外17件の議案であります。

これらの審査に当たりましては、当局の説明を聴取し、慎重に審査いたしました結果、甲第2号議案令和3年度岡山市一般会計予算について、甲第15号議案令和3年度岡山市水道事業会計予算について、甲第58号議案岡山市公園条例の一部を改正する条例の制定について、甲第100号議案令和2年度岡山市水道事業会計補正予算（第3号）について、以上4件の議案については、一部委員から反対があり賛成多数で、その他の議案については全会一致で、いずれも原案のとおり可決並びに同意すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程において特に議論となりました点について順次御報告いたします。

まず、甲第2号議案令和3年度岡山市一般会計予算についてであります。

ここでは、歳出第8款土木費第1項土木管理費第1目土木総務費のうち、県施行土木事業負担金（下水道河川局関係）について、が議論となりました。

これは、岡山県が実施する土木建設事業等について、岡山県建設事業費市町村負担金徴収条例に基づき、その一部を負担するものであります。

委員から、具体的な事業箇所はどこなのか、との質問があり、当局から、県が施行する急傾斜、砂防施設等に対する負担金ということで、詳細の場所については聞き及んでいないのが実情である、との答弁がありました。

これを受けて委員から、個別箇所は不明でも予算計上するのか。我々としては知っておきたいところである、との指摘があり、当局から、県条例に基づく負担金であるが、今後はどこが対象になるかを確認した上で予算要求させてもらいたい、との答弁がありました。

さらに委員から、県条例に基づくものであれば、工事の箇所など、具体的な根拠を市に示してもらう必要がある。県としっかり協議するよう、強い要望がありました。

続いて、歳出第4款衛生費第5項清掃費第5目じんかい収集費のうち、じんかい収集等委託料について、が議論となりました。

これは、本市の直営区域以外の可燃ごみ、不燃ごみ資源化物等の収集業務の委託に関するものであります。

まず委員から、委託料の予算額が減額されているが、積算はどのようになっているのか、との質問があり、当局から、各地区における過去5年間のごみの収集実績と過去3年間の作業員の給与平均に基づき算出しており、何年も同じ考え方で積算している、との答弁がありました。

これを受けて委員から、本来公の事業である家庭ごみの収集業務を担っていただいているにもかかわらず、給与面で官民格差があるのではないか。委託料の積算に配慮があってもよいのではないか、との質問があり、当局から、単純に比較することは困難である。また、家庭ごみの収集が滞るようなことがあってはならないので、き

ちんと積算をおこなっていき、との答弁がありました。

また別の委員から、民間事業者は営業努力をされている。これからプラスチックの分別やスプレー缶の排出方法など業務量が変わっていく中で、事がおきる以前の段階から実態調査、意見交換をしていただきたい、との要望があり、当局から、民間事業者の声を聞く必要があると考える、との答弁がありました。

次に、甲第58号議案岡山市公園条例の一部を改正する条例の制定について、であります。

これは、都市公園法の一部改正により、占用が可能となる施設として「保育所その他の社会福祉施設」が追加され、本市の都市公園内において、これに該当する施設の占用を許可するに当たり、占用する場合の使用料等を定めるため、公園条例の一部を改正しようとするものであります。

委員から、この議案は平成29年の都市公園法の改正によるものだが、関連する条例の改正が今になったのはなぜか、との質問があり、当局から、法改正当時は、特にこういった施設の占用の相談がなかった、との答弁がありました。

さらに委員から、当時、市としてはたちまち適用がなかったとしても、相談があった段階で条例改正が必要だと分かっていたのではないかと思うが、なぜ今まで議会への説明がなかったのか、との質問があり、当局から、最初に公園への施設の設置要望があってから1年以上が経つが、実現するか否か全く分からない中で協議を進めてきたところがあり、その時点で条例改正する必要があるとは考えていなかったが、実際に施設の占用を許可することとした以上、占用料を納付していただく必要がある、今議会で諮らさせていただいて

いる、との答弁がありました。

これを受けて委員から、設置を許可したものの、この議案が否決された場合は占用料を徴収する根拠がない状況となる。市が主体的に公共の場としての都市公園を運営していくためにも事前に議会に報告する必要がある、との意見がありました。

以上、ご報告いたしました。このほかにも審査の過程でさまざまな意見や要望が出されました。当局におかれましては、こうした意見や要望に充分留意され事務事業の執行に当たられますよう申し添えて、都市・環境委員会の報告を終わらせていただきます。